

報道発表資料

(文部科学・府同時)

令和6年11月22日
京都市行財政局
担当：総務部庁舎管理課
電話：075-222-3965
京都市文化市民局
担当：文化財保護課
電話：075-222-3130

京都市役所本庁舎の国登録有形文化財への登録

京都市役所本庁舎は、武田五一^{*}による監修のもとに昭和2年に建設されました。近代建築史上重要な位置を占めている建物の意匠を保存・継承するため、市庁舎整備事業において創建当時の内観の復原を図りながら、国の登録有形文化財への登録を目指し、文化庁へ意見具申していました。

この度、国の文化審議会において、京都市役所本庁舎について、文化財登録が妥当とする答申が出されました。今後、令和7年2月頃の官報告示を経て、正式に国登録有形文化財となる見込みです。

これまでから、ガイドブック作成や京都モダン建築祭などのイベント・事業等を通じて、市民をはじめ多くの方に本庁舎に親しんでいただく機会の拡大に取り組んできました。国登録有形文化財への登録を機に、今後さらに本庁舎の歴史的建築物としての魅力を広くPRし、市民をはじめ多くの方で賑わう市役所を目指します。

※武田五一：明治後期から昭和初期にかけて活躍した建築家。京都大学の建築学科の創設に関わり、「関西建築界の父」と言われるほど後進の育成に力を注ぎました。本庁舎のほか、京都大学の本館・時計台の設計も行っています。

1 登録施設

京都市役所本庁舎

2 所在地

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

3 特徴・評価

市庁舎は、御池通りに南面し、武田五一が設計顧問を務めました。鉄筋コンクリート造地上四階地下一階建で中央と両翼を前方に突出し、中央に塔屋があります。

登録基準の一つである「国土の歴史的景観に寄与しているもの」として、全体に垂直性を強調した外観で、階段ホールにイスラム風アーチなど東洋風意匠が散りばめられた、古都の風格を備えた現役市庁舎である点等が評価されました。

4 国登録有形文化財（建造物）

(1) 概要

平成8年10月1日に施行された文化財保護法の一部を改正する法律によって導入された制度で、保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録するものです。

この登録制度は、近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受けるまもなく消滅の危機に晒されている多種多様かつ大量の近代等の文化財建造物を後世に幅広く継承していくために作られたものです。届出制と指導・助言等を基本とする緩やかな保護措置を講じるもので、従来の指定制度（重要なものを厳選し、許可制等の強い規制と手厚い保護を行うもの）を補完するものです。

(2) 登録基準

原則として建設後50年を経過し、かつ、次の各号の一に該当するもの

- 一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 二 造形の規範となっているもの
- 三 再現することが容易でないもの

5 文化庁公式 YouTube チャンネルにおける本庁舎紹介動画

この度の答申にあわせて、文化庁において、京都市役所本庁舎など、新たに登録有形文化財となる建物の紹介動画を制作されており、今後公開される予定です。

(参考) 文化庁公式 YouTube チャンネル

<https://www.youtube.com/@bunkachannel>